一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　清田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県熊本市河内町河内
　字橋本　三〇一一番一　一号
　字東前平　三一六〇番地先道路敷　二号
　三一六四番五　三号
　三八〇一番　四号
　三一五八番一七　五号
　字清田　三一三七番・三一三八番・三一三九番・三一四〇番・三一四二番合併一　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　北野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県下益城郡美里町
　大井早字中ノ峠　四三七九番　一号
　四三八三番一　十二号及び十三号
　四三八六番　十四号
　四三八〇番　十五号
　遠野字峠　二号、三号、六号及び七号
　三三五六番　四号
　三三五九番三　五号
　三三五九番三地先道路敷　八号及び九号
　三三七二番一四　十号
　三三七二番二八地先道路敷　十一号
　三三七五番九地先道路敷　十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　湯舟川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した土地の区域を除く。）
　熊本県菊池市旭志麓字桜ケ水　一号
　二九一六番二二六　二号及び三号
　二九一六番二二八　四号
　二九一六番二三五　五号
　二九一六番二三九　六号
　二九一六番二四〇　七号から十一号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　黒谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した第七十六号に掲げる土地の区域を除く。）
　熊本県
　上益城郡山都町目丸　一号
　字山口　一四二番一　二号
　字弓折　一四四番二　三号及び四号
　一四五番一
　字黒谷　四一八番二　五号
　下益城郡美里町洞岳
　字大崩　四四六六番三　六号及び七号
　四四六五番一　八号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　御所浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県天草市御所浦町御所浦
　字村　三六三七番三　一号
　三六四八番一　二号
　三六五三番一　三号
　字向エ　三七一四六番　四号
　三七一五六番　五号
　三七六〇番一　六号
　三七六七番　七号

○国土交通省告示第八百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　湯ノ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第千九百九十五号で指定した第十五号に掲げる土地の区域を除く。）
　滋賀県伊香郡西浅井町
　大字八田部　九四一番　一号及び二号
　字湯ノ谷　九四〇番　三号
　九三七番　四号から六号まで
　九三五番　九号
　九三六番　十号及び十一号
　九四五番　十二号
　九四二番　十三号から十五号まで
　大字小山
　字且麻　七八八番一　七号
　七八八番五　八号

○国土交通省告示第八百九十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画勝どき駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十日

国土交通大臣　金子　一義

一　市街地再開発事業の種類及び名称
　東京都市計画勝どき駅前地区第一種市街地再開発事業
二　事業施行期間
　事業計画の認可の公告の日から平成二十三年度末まで
三　施行地区
　東京都中央区勝どき一丁目の一部
四　施行者の名称
　独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
　東京都中央区勝どき二丁目9番12号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
　平成十八年一月二十四日
七　事業計画の変更認可の年月日
　平成二十一年八月十日

○国土交通省告示第八百九十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十日

国土交通大臣　金子　一義

第一第一号中「イからハ」を「イからニ」に、同号ロ中「ハにおいて」を「以下」に「新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。」を「法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第四十二条、第四十三条並びに第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめることによって地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。」に、同号ハ中「木造の建築物のうち法第六条第一項第二号に掲げる建築物以外の建築物」を「法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のもの」に改め、「規定」の下に「（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十までの規定）」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　ロの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

附　則

この告示は、平成二十一年九月一日から施行する。